

ユネスコ無形文化遺産保護条約第 6 回政府間委員会（結果概要）

1. 日 時

平成 23 年 11 月 22 日～29 日

2. 場 所

バリ（インドネシア）

3. 議長等

議長：インドネシア（Prof. Aman Wirakartakusumah）

副議長：スペイン、アルバニア、ニカラグア、ニジェール、モロッコ

ラポラトゥール：Mr. Ion de la Riva（スペイン）

4. 委員国（24カ国）

| | |
|----------|------------------------------|
| グループ I | キプロス、イタリア、スペイン |
| グループ II | クロアチア、アルバニア、アゼルバイジャン、チェコ |
| グループ III | キューバ、パラグアイ、ヴェネズエラ、グレナダ、ニカラグア |
| グループ IV | 韓国、イラン、中国、インドネシア、日本 |
| グループ V a | ケニア、ニジェール、ブルキナファソ、マダガスカル |
| グループ V b | オマーン、ヨルダン、モロッコ |

5. 補助機関メンバー国

イタリア（グループ I）、クロアチア（グループ II）、ヴェネズエラ（グループ III）、韓国（グループ IV）、ケニア（グループ V a）、ヨルダン（グループ V b）

6. 主な決議等(1) 我が国の案件の代表一覧表への記載

- ①「壬生の花田植」及び「佐陀神能」は、補助機関の勧告の通り代表一覧表に記載することが決定された。
- ②補助機関から情報照会の勧告（勧告の指摘事項は資料 7 - 2 の通り）がなされていた「本美濃紙」、「秩父祭の屋台行事と神楽」、「高山祭の屋台行事」、「男鹿のナマハゲ」の 4 件は、政府間委員会において我が国から説明を行ったところ、基準 1（無形文化遺産の定義に該当すること）を満たすことが認められた。しかし、

基準2（認知と重要性の認識を確保、対話の促進、文化の多様性の反映）については、更なる追加情報が必要とされ、最終的には情報照会と決定された。

（2）代表一覧表及びその他のリストへの記載の全体の状況

①代表一覧表への記載

38件中、「記載」が19件（我が国は2件）、「情報照会」が19件（我が国は4件）。なお、11件が政府間委員会での審議前に取下げられた（詳細は資料7-3）。代表一覧表への記載件数は合計232件となった。

（国別内訳）

- ・「記載」：韓国3、日本2、クロアチア2、ベルギー1、中国1、コロンビア1、キプロス1、チェコ1、フランス1、リ・ブルキナファソ・コートジボワール3カ国共同1、メキシコ1、ペルー1、ポルトガル1、スペイン1、トルコ1
- ・「情報照会」：インド6、日本4、韓国3、中国2、ベラルーシ1、イラン1、オマーン1、スペイン1
- ・「取下げ」：モンゴル5、中国3、フランス1、オマーン1、トルコ1

②緊急保護一覧表の結果

17件中、「記載」が11件、「不記載」が6件。なお、6件が政府間委員会での審議前に取下げられた（詳細は資料7-4の通り）。緊急保護一覧表の記載件数は合計27件となった。

（国別内訳）

- ・「記載」：イラン2、ブラジル1、中国1、インドネシア1、マリ1、モーリタニア1、モンゴル1、ペルー1、アラブ首長国連邦1、ベトナム1
- ・「不記載」：アルメニア2、カンボジア1、中央アフリカ共和国1、グアテマラ1、アラブ首長国連邦1
- ・「取下げ」：モンゴル5、ケニア1

③ベストプラクティスの結果

9件中、「選定」が5件、「非選定」が4件。なお、3件が政府間委員会での審議前に取り下げられた（詳細は資料7-5の通り）。ベストプラクティスの件数は合計8件となった。

（国別内訳）

- ・「選定」：ブラジル2、ベルギー1、ハンガリー1、スペイン1
- ・「非選定」：スペイン2、アルゼンチン1、ラトビア1
- ・「取下げ」：ブラジル3

④2万5千ドル以上の国際援助の結果

4件中4件とも「非承認」（詳細は資料7-6の通り）。なお、過去に承認された2万5千ドル以上の国際援助は合計4件（2009年3件（ケニア1、モーリシャス2）、2010年1件（ベラルーシ））。

（国別内訳）

- ・「承認」：なし
- ・「非承認」：ボリビア・チリ・ペルー3カ国共同1、モンゴル1、ウガンダ1、ウルグアイ1

(3) 代表一覧表への記載の審査に関する事項（決議13冒頭部分）

政府間委員会は、

- ①申請書において審査及び評価のために重要な情報が不足している場合は、申請書を提出した締約国に対して情報照会をすることができることを歓迎し、情報照会によって与えられた申請書を改善する機会を最大限に活用することを奨励する。
（第4パラグラフ）
- ②申請書を改善する際に、現行の補助機関及び前身の補助機関による指摘事項及び提案事項に注意を払うとともに、申請書の適切な審査及び評価並びに将来のより適切な審査及び評価のために必要な全ての情報を提供することにより、最も質の高い申請書を提出するよう努めることを、締約国に求める。（第5パラグラフ）
- ③各申請書は、唯一で独自の文書であるべきことを考慮し、申請書の本文が他の申請書の本文と重複すること又は適切な引用無しに以前に公表された資料を使用することは受け入れられないことを、申請する締約国に留意することを求める。（第6パラグラフ）
- ④締約国、補助機関及び政府間委員会が、条約の実施において継続して経験を蓄積していること、及び条約の実施に係る判断の水準が必然的に向上することを承知する一方で、将来の審査及び評価は、過去の補助機関及び政府間委員会の結論及び決定との一貫性を維持するべきことを決定する。（第7パラグラフ）
- ⑤過去の補助機関による勧告は、将来における申請書の再提出の際の評価において可能な限り考慮されるべきであることを考慮する。（第8パラグラフ）
- ⑥情報照会とされた申請書は、次のサイクルにおいて、満たしている基準に関する決定事項のパラグラフは修正されず、満たしていない基準についてのみ補助機関及び政府間委員会において評価され審査されることを強調する。（第9パラグラフ）
- ⑦過度に一般的で全てを包含するものでなく、かつ、既に代表一覧表に記載されている案件と過度に類似しているものではない案件の申請及び記載の重要性を承知する。（第10パラグラフ）
- ⑧代表一覧表への記載申請は、申請する締約国の領土外に同一の又は類似の無形文化遺産が存在することを認める一方で、申請する締約国の領土内における無形文化遺産の状況に集中するべきことを強調し、申請する締約国はそのような領土外の無形文化遺産の重要性を参考にするべきではなく、また、他の締約国の無形文化遺産保護の努力を特徴付けるべきではないことを、決定する。（第11パラグラフ）
- ⑨代表一覧表と緊急保護一覧表の相互補完的な目的を締約国が考慮することを求め、また、運用指示書第38パラグラフに、締約国は無形文化遺産を一方の一覧表からもう一方の一覧表へ移行することを求めることができると規定されていることを想起し、適切な一覧表に申請することを確保することを締約国に求める。
（第12パラグラフ）

（※参考 運用指示書第38パラグラフ）

「ひとつの案件は緊急保護一覧表および代表一覧表に同時に記載されない。締約国は案件を一方の一覧表からもう一方の一覧表への転載を求めることができる。その要求は、当該案件

が、移動先の一覧表に関するすべての基準を満たしていることを証明し、且つ、定められた手順と締切に沿って提出されなければならない。」

- ⑩他の締約国及びコミュニティとの協力の複雑さを認識しつつ、複数国申請の提出を締約国に奨励する。(第13パラグラフ)
- ⑪無形文化遺産の認知の促及び重要性の認識並びに保護措置の実施において、当該無形文化遺産のコミュニティ、集団、場合により個人は、その特定、目録への登載、準備並びに申請書の作成及び提出の全ての段階で不可欠な参加者であることを再確認する。(第14パラグラフ)
- ⑫代表一覧表に無形文化遺産が記載され、そのことにより当該無形文化遺産の認知向上すること、また、それにより生ずる恩恵は、当該無形文化遺産のコミュニティ、集団、場合により個人に最初に与えられるべきであることを強調する。(第15パラグラフ)

(4) 2012年サイクル補助機関の設置に関する事項 (決議14)

- 補助機関は、スペイン (グループI)、クロアチア (グループII)、ヴェネズエラ (グループIII)、イラン (グループIV)、ブルキナファソ (グループVa)、モロッコ (グループVb) で構成する。(第6パラグラフ)

(5) 代表一覧表への記載の審査に関する事項 (決議15)

政府間委員会は、

- ①条約実施のための運用指示書を以下の通り改定することを締約国会議に勧告する。(第7パラグラフ)
 - a. 一つのサイクルにおいて提出される全ての申請書 (緊急保護一覧表、代表一覧表、ベストプラクティス、2万5千ドル以上の国際援助) を諮問機関が審査することとするべく、代表一覧表への記載の審査は、運用指示書第26パラグラフに規定されている諮問機関により実施されるべきこと。
 - b. 諮問機関のメンバーの任期は最大4年間に延長し、メンバーは毎年4分の1を改選するべきこと。
 - c. 毎年の申請書の審査件数の上限は、前年の政府間委員会で決定すること。
 - d. 政府間委員会は、複数国提案の申請書、次に緊急保護一覧表又は代表一覧表に記載された無形文化遺産及びベストプラクティスに選定され又は国際援助要請が承認された無形文化遺産を有しない締約国の申請書、その次に緊急保護一覧表又は代表一覧表に記載された無形文化遺産及びベストプラクティスに選定され又は国際援助要請が承認された無形文化遺産が同一サイクルにおいて他の締約国に比して少ない締約国の申請書、の順に優先順位を検討し、可能な場合はいつでも全ての申請締約国が少なくとも1件は審査されるよう努め、可能な限り多くの申請書が審査に含まれるようにする。
 - e. 申請締約国は、同一サイクル内において複数の申請書を提出する場合で審査を望む案件の順位を指示する際には、緊急保護一覧表の案件を優先することとする。
- ②2012年サイクルは、申請された214の申請書のうち最大62の申請書を評

価することができることを決定する（214の申請書は、緊急保護一覧表、代表一覧表、ベストプラクティス、2万5千ドル以上の国際援助全て合わせたもの）。評価にあたっては、第一に複数国提案を優先し、次に緊急保護一覧表又は代表一覧表への記載が無くベストプラクティスの選定が無く国際援助の採択が無い締約国の申請を優先し、その次に記載及び選定、採択が少ない締約国を優先することとする。可能な限り多くの申請書を評価するために、申請締約国ごとに少なくとも1件は審査されることを確保する。（第8パラグラフ）

- ③ 2012年サイクル審査のために複数の申請書を提出している締約国に対して、2011年12月15日までに審査を望む案件の順位を事務局に指示することを求める。（第9パラグラフ）
- ④ 第7回政府間委員会の前に、ユネスコ本部で、オープンエンドの政府間ワーキンググループを招集することを決定する。このワーキンググループは、無形文化遺産として適当な規模又は範囲はどうあるべきかについて議論する。このワーキンググループの会合は、会合を開催するための経費、及び政府間委員会の委員国であるかどうかを問わず発展途上国であり条約の締約国である国の代表者（但し無形文化遺産の専門家に限る）の参加費用、の全てをカバーするために、無形文化遺産基金への補完的な任意拠出がなされることを条件に開催される。（第10パラグラフ）